

20歳になったら国民年金！

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

▶ 問合せ 役場保険医療課

● 国民年金の種類

国民年金の被保険者は、それぞれの立場により次の3種類に分かれます。

第1号被保険者

自営業、アルバイト、学生等で、
20歳以上60歳未満の人

【保険料】

毎月決まった保険料を
ご自身で納めます。

第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入
している会社員、公務員等

【保険料】

保険料は給料から
差し引かれます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されて
いる20歳以上60歳未満の配偶者

【保険料】

ご自身で納める必要はありません。
第2号被保険者の加入している
年金制度が負担します。

● 国民年金(基礎年金) 3つのメリット

年金はお年寄りのためと思いがちですが、実は若い人にも大切です。

- ①老後を支える終身保障 65歳以降、年金が受け取れる一生涯の保障です
- ②万が一の障害や遺族を保障 老後だけではなく、現役世代の保障も充実しています
- ③社会保険料控除の対象 納めた保険料の全額が所得から控除されます



● 国民年金加入の流れ

20歳になると日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」が届きます。内容をご確認いただき、国民年金保険料は納期までに忘れずに納めてください。

◎納付方法は選ぶことができます

(1)納付書 (2)口座振替 (3)クレジットカード

(2)・(3)を利用すると、金融機関等に行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、まとめて前払い(前納)するとお得です！

※別途送付される年金手帳は保険料納付の確認や、将来の年金受給のために必要です。大切に保管してください

収入等がなく保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(50歳未満)等の保険料納付猶予制度があります。

詳しくは、半田年金事務所(☎ 21-2375)または役場保険医療課国民年金担当までお問合せください。